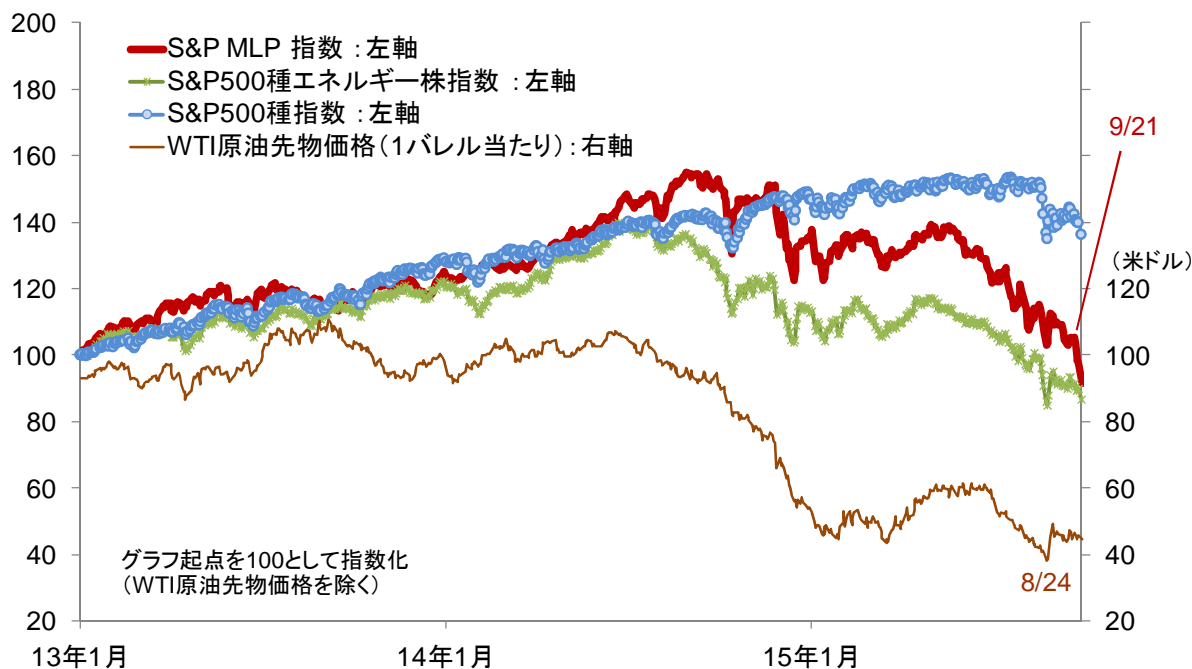


インデックスファンドMLP (毎月分配型)／(1年決算型) ～足元のMLP価格の下落について～

投資家のリスク回避の動きを背景にMLPの価格は大きく下落

9月16日・17日のFOMC(米連邦公開市場委員会)以降、金融市場では、世界経済の先行きに対する不透明感が広がっています。これは、利上げの見送りが決定された今回のFOMCにおいて、海外情勢の不透明感が増しているとの見解が示されたことが背景と考えられます。加えて、ドイツの自動車大手による排ガス試験不正問題が発覚したことに伴ない、株式市場で不安感が広がったこと、さらには、経済指標の悪化を受け、中国景気の先行き懸念が強まったことも影響したとみられます。このような中、投資家のリスク回避の動きを背景に、米国株式市場が下落傾向となり、S&P MLP 指数も大きく下落する状況となりました。特に、9月28日は、米国株式市場の大幅下落に加え、S&P MLP 指数の構成上位銘柄のひとつがM&A(合併・買収)の動きなどを受け前週末比▲12.7%と大きく下落したこともあり、同指数の下落率も▲6.5%と大きくなりました。

MLP関連指標と米株価の推移(米ドルベース／トータルリターン)
(2013年1月初～2015年9月28日)



信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

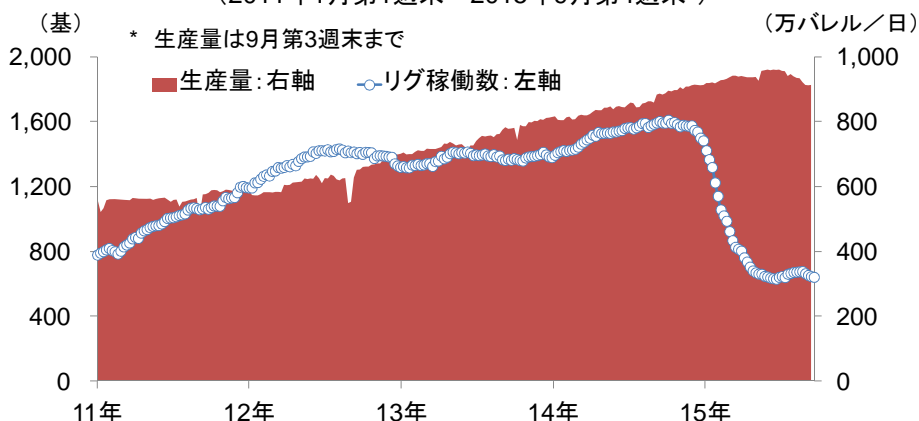
■当資料は、投資者の皆様へ「インデックスファンドMLP(毎月分配型)／(1年決算型)」へのご理解を高めたいとすることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

WTI原油先物価格は、9月14日の週以降、週間ベースで2週連続でプラス

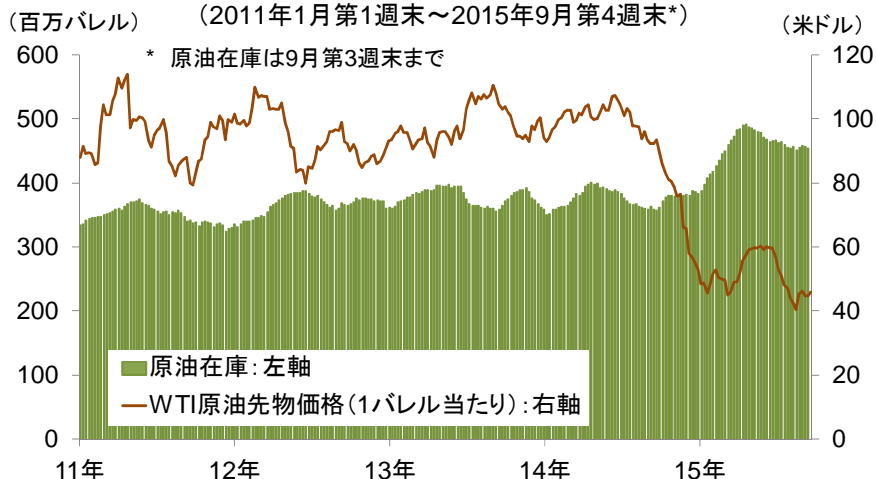
一方、原油価格については、9月14日の週以降、週間ベースで2週連続でのプラスとなっています。ここ1週間程度の主な動きを振り返ると、FOMC後となる9月18日は、投資家のリスク回避の動きを背景に、原油価格は、米国株式やMLPとともに下落し、WTI原油先物価格は前日比▲4.7%となりました。しかしながら、週明けとなる21日は、18日に発表された米国の油田向けリグ稼働数の減少が遅ればせながら材料視され、S&P500種指数やS&P MLP 指数が小幅反発にとどまる中、WTI原油先物価格は、18日の下落が大きかったこともあり前週末比+4.5%と大きく反発しました。その後、2営業日連続で下落したものの、米国の原油在庫の減少に加え、米国の4-6月期のGDP改定値が上方修正されたことなどが好感され週末にかけて上昇し、9月21日の週のWTI原油先物価格は、週間ベースで+2.3%とプラスを維持する状況となりました。

足元で原油価格が堅調な推移となっているのは、米国の原油生産およびリグ稼働数が減少傾向となっているほか、米国の原油在庫も2週連続で減少するなど、関連指標の改善が背景にあると考えられます。昨年夏以降、原油価格の急落が投資家心理の悪化を通じて、MLP価格の押し下げ要因となってきたことを踏まえると、米国株式市場が大きく下落する中でも、原油価格が比較的安定した推移となっていることは、MLP市場にとっては、少なからずプラス材料と考えられます。

米国の原油生産と油田向けリグ稼働数の推移
(2011年1月第1週末～2015年9月第4週末*)



米国の原油在庫と原油価格の推移
(2011年1月第1週末～2015年9月第4週末*)



信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

■当資料は、投資者の皆様へ「インデックスファンドMLP(毎月分配型)／(1年決算型)」へのご理解を高めたいとすることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。 2/13

足元のMLP価格の下落に伴う利回り格差の拡大が、魅力的な投資機会になることに期待

足元での一段の価格下落に伴ない、S&P MLP 指数の配当利回りは上昇しています。これに伴ない、9月28日における、米国10年債利回りとの利回り格差は6.55%ポイントと、過去の平均と比べても魅力的な水準となりました(下グラフ参照)。

なお、2008年以降、月次ベースでS&P MLP 指数の利回り格差が5%を超えた10回のケースを確認すると、その後の1年間の騰落率はすべてプラスとなっています。利回り格差の水準は、価格水準を判断するための指標のひとつにすぎないものの、世界景気の先行きに対する過度な不安が後退し、米国の利上げ時期に対する見通しが晴れば、利回り水準の高さや、米国のエネルギーインフラ関連事業の中長期的な成長性などを理由に、MLPに対する投資家の関心が再度高まるものと期待されます。

S&P MLP 指数と利回りの推移
(2003年1月初～2015年9月28日)



2015年9月28日時点での各数値

①	S&P MLP 指数の配当利回り	8.64%
②	米国10年国債利回り	2.09%
③	①-②	6.55 %ポイント
④	利回り格差の左記グラフ期間平均	2.94 %ポイント

ご参考:2008年以降のS&P MLP 指数の利回り格差が5%を超えたケース(月次ベース)と1年後の価格騰落率*

基準日	利回り格差	1年後の価格騰落率
2008年9月30日	5.21%	21.5%
2008年10月31日	5.26%	24.4%
2008年11月28日	8.56%	61.0%
2008年12月31日	9.72%	78.8%
2009年1月30日	7.56%	55.2%
2009年2月27日	7.98%	68.8%
2009年3月31日	8.26%	72.8%
2009年4月30日	6.80%	60.1%
2009年5月29日	5.67%	38.1%
2009年6月30日	5.72%	47.6%

* S&P MLP 指数(米ドルベース/トータルリターン)

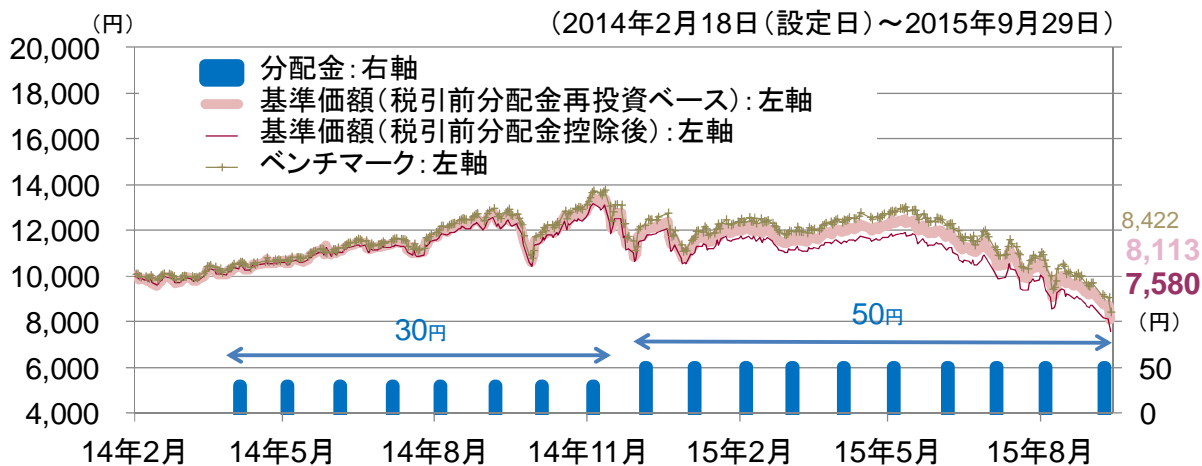
信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

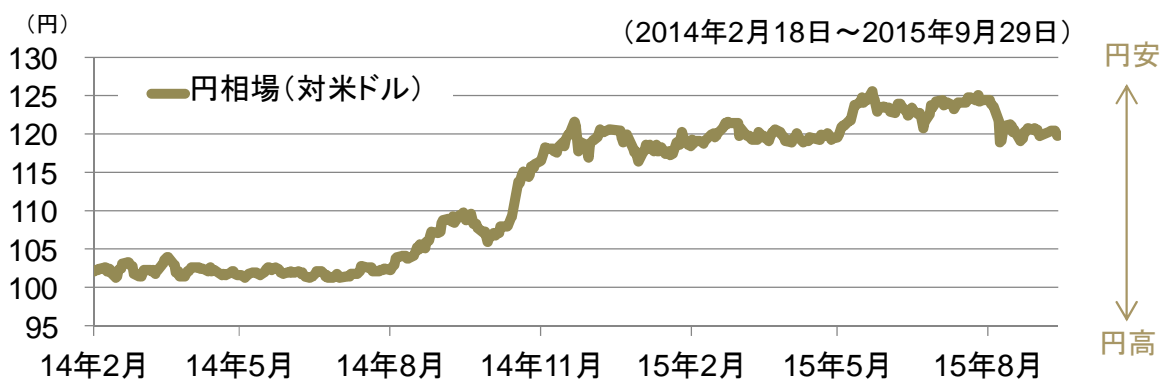
■当資料は、投資者の皆様へ「インデックスファンドMLP(毎月分配型)／(1年決算型)」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

基準価額と分配金の推移

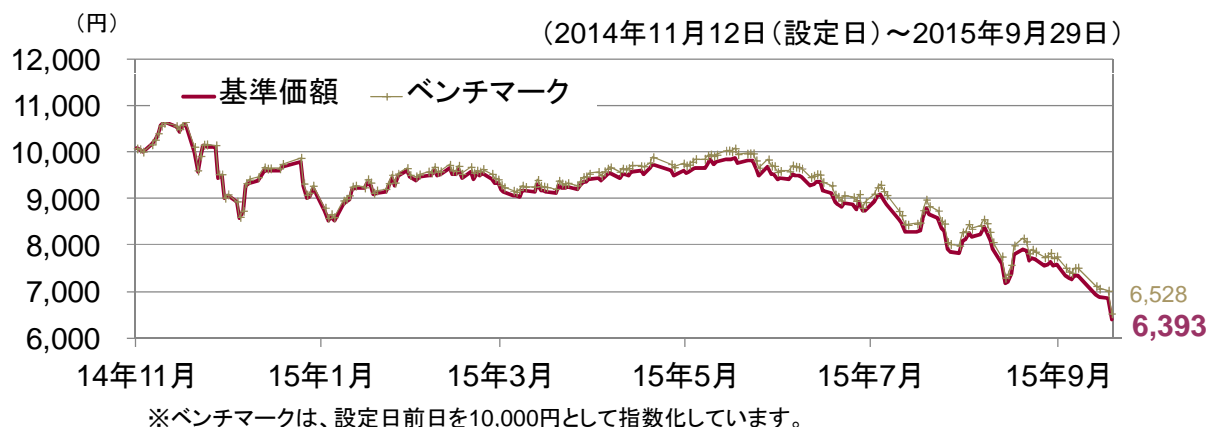
毎月分配型



参考



1年決算型



※基準価額は信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後の、分配金は税引前の、それぞれ1万口当たりの値です。
 ※税引前分配金再投資ベースとは、税引前分配金を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。
 ※当ファンドの投資から得られた利子収入や配当金等に対し課税されることがあります。
 ※ベンチマークは、「S&P MLP 指数(円換算ベース)」です。詳細につきましては「ファンドの特色」のページをご参照ください。
 ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

ファンドの特色

1

米国の金融商品取引所に上場されているMLP*1やMLPに関連する証券*2を主要投資対象とします。

*1 MLP(Master Limited Partnership)とは、主に米国で行なわれている共同投資事業形態のひとつであり、その出資持分が米国の金融商品取引所に上場されているものをいいます。

*2 MLPに関連する証券としては、ETN(「上場投資証券」または「指標連動証券」と呼ばれます)やETF(上場投資信託)などが対象となります。

■ 原則として、為替ヘッジは行ないません。

2

「S&P MLP 指数(円換算ベース*)」の動きに連動する投資成果をめざします。

* 公表指数をもとに日興アセットマネジメントが円換算します。

3

「毎月分配型」： 原則として、毎月、収益分配を行なうことをめざします。

「1年決算型」： 年1回、決算を行ないます。

※毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

指数の著作権等について

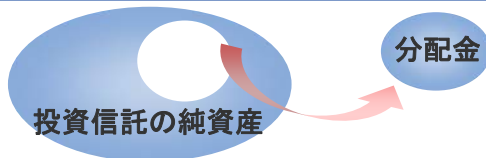
「S&P MLP 指数」

S&P MLP 指数(「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが日興アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが日興アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P MLP 指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

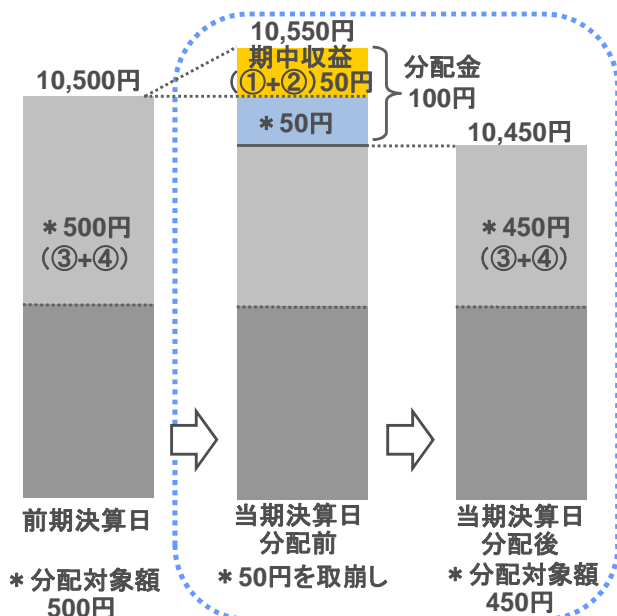
投資信託で分配金が支払われるイメージ



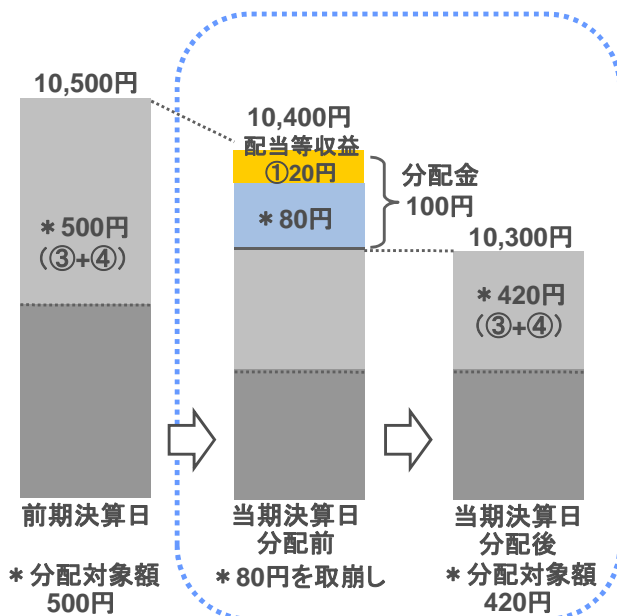
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

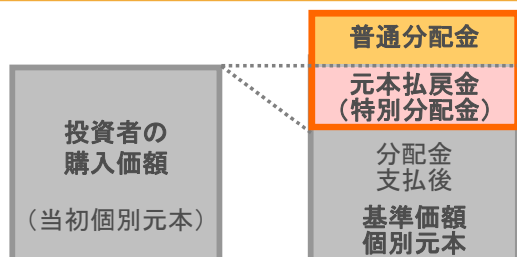


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

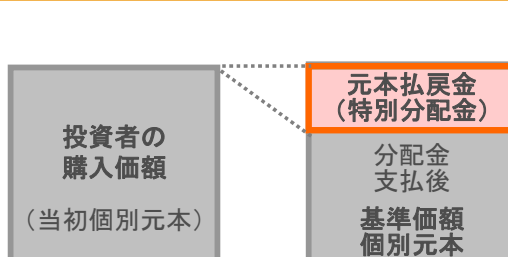
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お申込みに際しての留意事項①

<インデックスファンドMLP(毎月分配型)／(1年決算型)>

■ リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主にMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)やMLPに関連する証券(ETNなどを行います。)を実質的な投資対象としますので、MLPの価格の下落や、MLPの発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

【価格変動リスク】

- 一般にMLPは、投資対象事業から得られる利益などを収益源としており、MLPの分配金や価格は、投資対象事業の成長性や収益性の情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、ファンドが実質的に投資するMLPはエネルギーインフラ事業を主な投資対象としているため、国内および海外の経済・政治情勢、エネルギーインフラ事業を取り巻く環境、エネルギー市況の悪化ならびに金利変動などの影響を受けて価格が変動します。ファンドにおいては、MLPの価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 投資するETNIは、MLP市場の動きをとらえる指数に連動することをめざすものが中心となりますが、連動対象の指数と異なる値動きとなる場合があります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 当ファンドは、特定のテーマに絞った投資を行ないますので、より幅広いテーマで分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

【流動性リスク】

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 一般にMLPは、普通株式に比べて市場規模が小さく取引量が少ないため、投資環境によっては機動的な売買が行なえず、流動性リスクが高まる場合があります。

(次頁に続きます)

お申込みに際しての留意事項②

(前頁より続きます)

【信用リスク】

- 一般に投資したMLPの経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、MLPの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ETNの発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、ETNの価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

【為替変動リスク】

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

【デリバティブリスク】

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

【MLPへの投資に伴うリスク】

- MLPに適用される法律や税制が変更されたり、新たな法律や税制が適用された場合、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。
- ファンドがMLPに投資することに伴う税金の支払いや還付により、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

【有価証券の貸付などにおけるリスク】

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

(次頁に続きます)

お申込みに際しての留意事項③

(前頁より続きます)

<S&P MLP 指数(円換算ベース)と基準価額の主な乖離要因>

- 当ファンドは、基準価額の変動率をS&P MLP 指数(円換算ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。
- 資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- S&P MLP 指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、S&P MLP 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとS&P MLP 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。
- ファンドはMLPに投資することにより税金が課される一方、S&P MLP 指数の計算上は税金が考慮されていないこと。

<MLPの税制に関する事項>

- 一般的にMLPは、米国の連邦税法上はパートナーシップとして扱われ、MLP(パートナーシップ)段階では連邦税が課税されず、MLPに投資している各パートナー(この場合、MLPに投資しているマザーファンド)の段階において課税されます。MLPからの配当金(分配金)については、35%を上限として源泉徴収される一方で、年に一度の税務申告において、米国連邦税、州税、支店利益税等を含めた実際の税額を確定する際に、源泉徴収された税額が実際の税額より多い場合には還付を受け、源泉徴収された税額が実際の税額より少ない場合には追加納税が必要となります。なお、ETNは上場株式に準じた扱いになるため、ETNを経由してMLPに投資している場合には、上記のような税制は適用されません。

※これらの記載は、2015年5月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(次頁に続きます)

お申込みに際しての留意事項④

■ その他の留意事項

- 当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

お申込メモ

商品分類	追加型投信／海外／その他資産／インデックス型
ご購入単位	購入単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
ご購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご購入不可日	購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入のお申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託期間	【毎月分配型】2028年11月20日まで（2014年2月18日設定） 【1年決算型】無期限（2014年11月12日設定）
決算日	【毎月分配型】毎月20日（休業日の場合は翌営業日） 【1年決算型】毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算は2015年11月20日とします。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
ご換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
ご換金不可日	換金請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、換金請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ご換金代金のお支払い	原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

手数料等の概要

お客様には以下の費用をご負担いただきます。
 <お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	<p>購入時手数料率(スイッチングの際の購入時手数料率を含みます。)は、<u>3.24%(税抜3.0%)</u>を上限として販売会社が定める率とします。</p> <p>※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。</p> <p>《ご参考》</p> <p>(金額指定で購入する場合)</p> <p>購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。</p> <p>(口数指定で購入する場合)</p> <p>例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率3.24%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×3.24%(税込)=32,400円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万2,400円をお支払いいただくこととなります。</p>
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

※ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬	<p>純資産総額に対して年率0.81%(税抜0.75%)を乗じて得た額</p> <p>※投資対象とする投資信託証券の変更を行なった場合には、実質的な負担が変動する場合があります。</p>
その他費用	<p>目論見書などの作成・交付および計理等の業務にかかる費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。</p> <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.54(税抜0.5)を乗じて得た額)などについては、その都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>

※ 当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を促すことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。 12/13

委託会社、その他関係法人

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 日本証券業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 [ホームページ] http://www.nikkoam.com/ [コールセンター] 0120-25-1404(午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

【毎月分配型】

投資信託説明書(交付目録見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社西京銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第7号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		○	
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○

(50音順、資料作成日現在)

【1年決算型】

投資信託説明書(交付目録見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○

(50音順、資料作成日現在)

■当資料は、投資者の皆様にご理解を促す「インデックスファンドMLP(毎月分配型)／(1年決算型)」へのご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。